

『指定居宅介護支援事業所さつき苑』重要事項説明書

1.事業者

法人名	医療法人 誠雅会		
理事長	松元 雅彦		
所在地	大分県中津市三光土田1243-4		
T E L	0979-26-8022	F A X	0979-26-8023

2.事業所概要

事業の種類 居宅介護支援 開設日 平成27年 10月 1日
 事業所番号 4470301278
 事業所名 指定居宅介護支援事業所さつき苑
 事業所住所 大分県中津市三光土田1243番地の4
 T E L 0979-26-8024 F A X 0979-26-8023
 管理者 松本 ゆかり

運営方針 1. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援します。
 2. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
 3. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3.事業実施地域

事業実施地域	中津市	宇佐市	上毛町	吉富町	その他
営業日時	月曜日～土曜日		8時30分～17時30分		
休日	日曜日 5月連休 盆休み 年末年始				

※但し、休日、時間外でも電話転送等にて連絡が取れる体制とする。

4.職員体制

職 種	資 格	勤務体制	人 数	職務内容
管 理 者	介護支援専門員	常勤・兼務	1 名	事業所の管理、居宅介護支援
介護支援専門員	介護支援専門員	常勤・専従	1名	居宅介護支援
介護支援専門員	介護支援専門員	非常勤	1 名	居宅介護支援

5.事業所が提供するサービス内容

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①相談・申し込み受け付け・契約 | ②初回訪問（アセスメント） |
| ③計画原案作成 | ④居宅介護事業所へのサービスの依頼と調整 |
| ⑤サービス担当者会議による専門意見の聴取 | ⑥利用者への説明と同意を得て計画作成 |
| ⑦サービス開始後、モニタリング・連絡調整 | ⑧給付管理票の作成と提出 |
| ⑨再アセスメント、ケアプランの変更調整 | ⑩認定変更の代行申請等必要な援助 |
| ⑪施設入所の支援 | |

6.利用料金

要介護1・2（10,860円） 要介護3・4・5（14,110円）

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されます。

但し、居宅介護支援を受けることについて、予め市町村に届け出てない場合はいくらかの負担を頂きます。この負担金は、後日市町村から償還払いされます。

また、利用者の介護保険料の滞納により、当事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付の受領ができない時は、上記のサービス利用料金の全額を頂きます。

7.事故発生時の対応と損害賠償について

① 当事業所の介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。

② 事業所は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。但し、事業所の責めに帰すべき理由によらない場合には、この限りではありません。

8.居宅介護支援サービスの提供記録の開示について

居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、利用者の求めに応じて閲覧します。

9.公正中立なケアマネジメントの確保

利用者やその家族は、サービス計画に位置付ける居宅介護サービス事業所について複数の事業所等の紹介を求めること、当該事業者等を居宅介護サービスに位置付けた理由を求めることが可能です。

契約時に上記の説明を行い、ケアプランを作成しておりますが、当事業所の前6か月間のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は※別紙1のとおりです。

10.医療と介護の連携強化について

利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅への移行支援につながります。そのため、入院時には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関にお伝え下さい。

11.個人情報

I.使用目的

事業所が、介護保険法に関する法令に伴い利用者の居宅サービス計画に基づき介護サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等、入院時に入院先医療機関への情報提供等において使用します。

II.使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、上記に記載する目的の範囲内で必要最低限小に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

②事業所は個人情報を使用した会議、参加者、内容等について記録します。

12. 感染症対策の強化

I 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、シミュレーションの実施を行っていきます。

II 感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

- ① 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- ② 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

13. 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して必要な居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

14. ハラスメント対策の強化

適切な居宅介護支援を提供する観点から、職場内においても利用者からにおいてもハラスメントにより環境が害されないよう適切な対応に取り組みます。

- ① 介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力
（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
- ② 介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力
（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ③ 介護支援専門員その他従業者に対するセクシャルハラスメント
（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為等）

15. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、医師、救急隊、ご家族等へ連絡し必要な処置を講じます。

16. 苦情相談窓口及びハラスメントの受付

I. サービス提供に関する苦情や相談は、下記にてお受けします。

相談苦情担当者 管理者 松本 ゆかり 受け付け電話番号 0979-26-8024

II. サービス提供に関する苦情や相談及びハラスメントは、下記の機関にも申し立てることができます。

中津市介護保険担当課	電話番号	0979-22-1111
大分県福祉サービス運営適正化委員会 （大分県社会福祉協議会）	電話番号	097-558-0301
大分県国民健康保険団体連合会	電話番号	097-534-8475

17. 虐待防止のための措置

I 事業所職員は、利用者の人権の擁護及び虐待防止の発生またはその発生を防止するため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者の設置
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修実施
- ③ その他虐待防止のため必要な措置（委員会の開催、指針の整備等含む）
- ④ 相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等も利用できること

Ⅱ利用者または、他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き
身体的拘束を行ってはならず、身体的拘束を行う場合はその態様及び時間、その際の利用者の心身の
状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

Ⅲ事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者
(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、
やかに、これを市町村に通報します。また、利用者に対する虐待の早期発見のため行政が行う調査等に
協力します。

18. 一部福祉用具に係る貸与と販売の選択制導入

福祉用具貸与又は、特定福祉用具のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、
メリット及びデメリットを含め、利用者等へ十分な説明と多職種(医師や専門職等)の意見や利用者
の身体状況等を踏まえた提案を行います。

令和 年 月 日

上記の指定居宅介護支援重要事項の内容に同意します。

(利用者氏名) _____ 印

私は、本人の同意意思を確認し本人に代わり下記署名を行います。

(代筆者氏名) _____ 印

利用者との関係 ()

私は、本人()に代わり、上記の指定居宅介護支援重要事項の
内容に同意し下記署名を行います。

(代理人氏名) _____ 印

利用者との関係 ()

サービスの提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業所名 指定居宅介護支援事業所さつき苑

所在地 大分県中津市三光土田1243番地4

説明者 _____ 印